

SDGs未来都市豊島区



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

16 平和と公正を  
すべての人に



# 豊島区の監査のあらまし

## 令和5年度実施結果概要

令和6年6月  
豊島区監査委員

## 目次

1 監査委員とその役割	……	1
2 監査の観点	……	2
3 監査の種類	……	3
4 監査の流れ	……	4
5 監査の年間スケジュール	……	5
6 監査の実施状況（令和5年度）		
(1) 定期監査（部局監査及び施設監査）	……	6
(2) 財政援助団体等監査	……	9
(3) 工事監査	……	12
(4) 行政監査	……	14
(5) 決算審査	……	15
(6) 健全化判断比率審査	……	16
(7) 住民監査請求に基づく監査	……	17
7 監査結果に基づく措置状況（令和4年度）	……	18

# 1 監査委員とその役割

監査とは、地方自治体の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、区長から独立した公平な立場で監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

監査委員は、人格が高潔で、地方自治体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、区議会議員の「議員選任委員」からなり、区長が議会の同意を得て選任します。豊島区では、「豊島区監査委員条例」により、3人の識見選任委員と1人の議員選任委員が選任されています。

## 【令和5年度の委員】 敬称略

氏名	区分	就任	任期
奥島 正信 (おくしま まさのぶ)	識見選任委員 (代表監査委員)	令和5年4月1日	4年
中川 貞枝 (なかがわ さだえ)	識見選任委員	① 平成30年7月17日 ② 令和4年7月17日	4年
鈴木 善和 (すずき よしかず)	識見選任委員	① 平成30年12月17日 ② 令和4年12月17日	4年
中澤 まさゆき (なかざわ まさゆき)	議員選任委員	令和5年5月25日	議員の任期

※ 代表監査委員交代・・・ 令和6年4月1日から、小沼博靖委員へ交代

※ 議員選任委員交代・・・ 令和5年5月24日までは、根岸光洋委員  
令和6年5月27日から、星京子委員へ交代

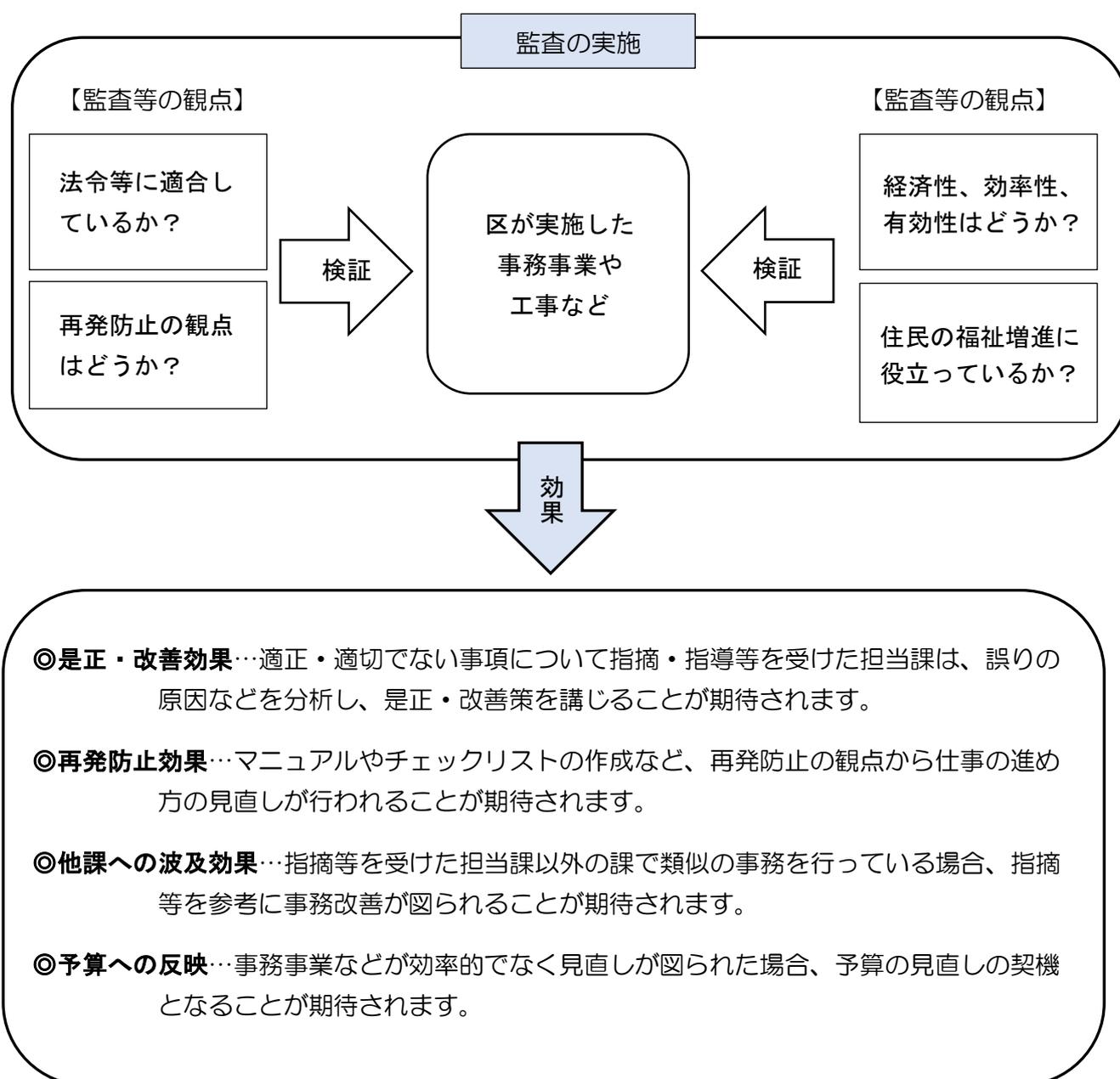
監査委員は、区の行政事務や事業、工事などについて、効率的に行われているか、区民サービスの向上が図られているかなどを検証し、問題点があればそれを指摘し、改善を求めています。その結果は区長や区議会などに報告するとともに、ホームページ等で公表します。

これらの取組を通して、区政に対する区民の信頼確保に努めています。

## 2 監査の観点

地方自治法は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めています。また、「地方公共団体は、常に組織及び運営の合理化に努める」とあります。

これに基づき、豊島区では、従来から法規性、経済性、効率性、有効性などの観点から監査を実施しています。令和2年4月1日、同法の改正に基づき「豊島区監査基準」を策定し、監査等の観点を明確にしました。



### 3 監査の種類

監査委員は、地方自治法などの法令や豊島区監査基準に基づき、様々な監査を実施しています。主な監査の種類は、次のとおりです。

(◎印は、地方自治法上、実施義務がある監査)

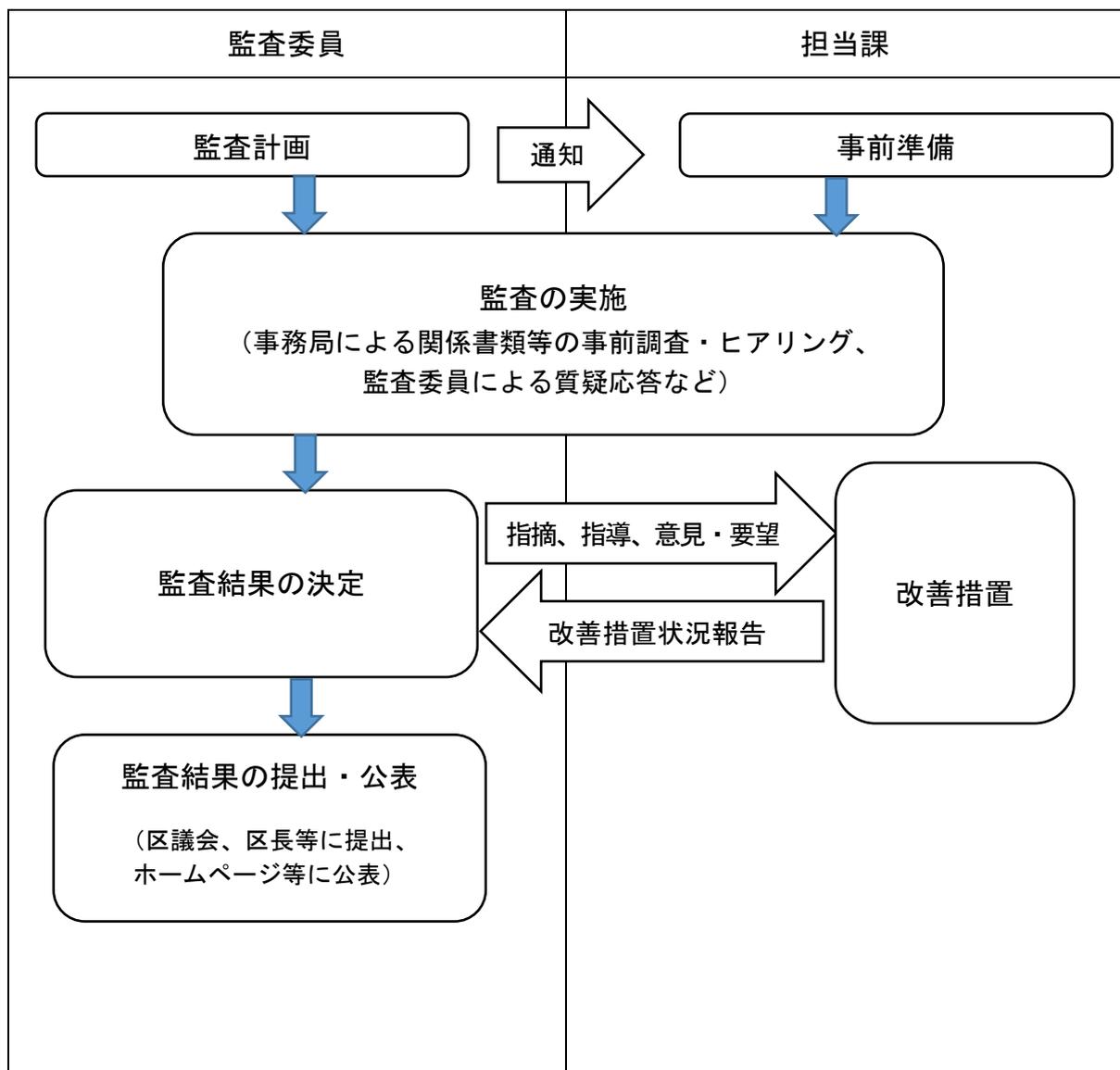
監査の種類	概 要
定期監査 (◎)	区の財務に関する事務の執行について、公正で、効率的かつ効果的に実施されているかを定期的に監査するものです。本区では、「部局監査」と「施設監査」を定期監査に位置付けています。令和2年度から「リスク発生状況に基づく監査」を実施しています。
財政援助団体等監査	区が財政的援助を与えている団体等に対し、出納その他の事務の執行が目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを随時に監査するものです。
工事監査	区が行う工事について、その工事の経済性、効率性の観点から計画・設計・積算・施工等における不経済な支出・施工不良がないか、また、技術面から適正に行われているかをとり上げて、随時に監査するものです。
行政監査	区の事務事業のうち、その事務事業の適時性、重要性の観点から特定のテーマを取り上げて、随時に監査するものです。
例月現金出納検査 (◎)	各会計の現金出納や現金保管が適正に行われているかについて、毎月検査するものです。
決算審査 (◎)	区の決算について、計数表示の正確性、予算執行の適否、会計処理の適法性等を確認するほか、予算で定められた目的に沿って、事務事業が最も経済的及び効果的に執行されたかを毎年度審査するものです。
健全化判断比率審査 (◎)	区の決算に合わせて算定される4つの健全化判断比率について、比率が適正に算定され、算定基礎資料が適正に作成されているかを毎年度審査するものです。
住民監査請求に基づく監査 (◎)	区の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして区民から請求があった場合、監査するものです。

## 4 監査の流れ

監査委員は、住民監査請求に基づく監査など特別な監査を除き、年度ごとに監査計画を立案した上で、各担当課に実施通知を出し、監査を実施しています。

監査の中で適正・適切でない事項を発見した場合、担当課に改善を求める指摘・指導を行うほか、意見・要望を提出します。その結果を監査報告書として取りまとめ、区議会や区長等に提出するとともに、ホームページ等で公表します。

監査結果の公表後、指摘、指導、意見・要望を受けた担当課は、改善に向けて検討を行います。監査委員は担当課にその後の措置状況について報告を求め、フォローしています。



## 5 監査の年間スケジュール

監査委員は、年度末（3月）に次年度の年間スケジュール（監査計画）を立案し、これに基づき監査を実施します。

次に示す表は標準的な監査スケジュールです。

【監査の標準スケジュール】（年度によって異なる場合があります。）

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
監査計画策定	定期監査 (部局監査、施設監査)					定期監査、決算審査、健全化判断比率審査結果の提出・公表	財政援助団体等 監査	工事監査	行政監査 (テーマ監査)	財政援助団体等監査、工事監査、行政監査結果の提出・公表								
	決算審査		健全化判断比率審査		財政援助団体等 監査									工事監査		行政監査 (テーマ監査)		

- ・例月現金出納検査は毎月1回実施。
- ・住民監査請求に基づく監査など特別な監査は、請求の都度、随時実施。

## 6 監査の実施状況（令和5年度）

### (1) 定期監査（部局監査、施設監査、リスク発生情報に基づく監査）

豊島区では、「部局監査」と「施設監査」を定期監査に位置づけ、毎年実施しています。

「部局監査」は、庁内すべての部課（24部局92課）について、各課の契約・会計事務やその他の業務が適正に執行されているか監査を実施しました。

「施設監査」は、図書館2か所、保育園4園、小学校5校、中学校1校、子どもスキップ（学童クラブ）5か所の計17施設について、管理運営状況が適正になされているか監査を実施しました。

「リスク発生情報に基づく監査」は、「豊島区監査基準」に従い、不適切な事務処理や情報管理など、リスクマネジメントの観点から全庁的に共有すべきリスク発生状況について、再発防止の観点から監査を実施しました。

なお、「指摘事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態が重大なもの、「指導事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態ではあるものの重大ではないと認められるもの、「意見・要望事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態ではないが、改善が望まれるものを意味します。

種別	指摘事項	指導事項	意見・要望事項
部局監査	3項目 8課	22項目 69課	6項目 13課
施設監査	なし	なし	4項目 4課
リスク監査	なし	なし	1項目 2課

※一つの課で複数の指摘・指導等を受けている場合は重複して件数を計上しています。

※表中の「課」には、学校等施設監査の対象施設も含めています。

【主な指摘事項】

項目	内容
業者指定理由の不備	契約課によらず主管課による随意契約で業者を指定する際、業者を指定するに足る理由を起案文書に記載する必要があるが、複数年において怠っていた。
調定日の誤り	会計年度独立の原則（毎年4月1日に始まり3月31日に終わる）に基づき、歳入調定及び通知書の決定は必ず当該年度内に処理しなければならないところ、複数年において翌年度の4月以降の決定日としていた。

【主な指導事項】

項目	内容
主管課検査員と監督員の重複	業務委託契約において、「監督員又は検査員は、特別の必要がある場合を除き、相互にこれを兼ねることができない。」と規定されているところ、同一人を指定していた。

【部局監査における主な意見・要望事項】

項目	内容
防犯カメラの効果的な管理運用について	防犯カメラの機種選定、設置場所、維持管理方法、更新方法等は現在、設置する各課の判断に委ねられている。統一的・効果的に活用できるようカメラの仕様・性能を整理するとともに、維持管理や更新の手順の標準化について検討することを要望する。
水泳授業のあり方について	小・中学校のプールについて、水泳指導、設備維持管理及び経費等において様々な課題がある。本区における現状と今後の学校改築の進め方も含めて、各学校の実情を踏まえた総合的な観点から今後の水泳授業について検討を進められたい。

【施設監査における主な意見・要望事項】

項目	内容
学校の樹木管理について	学校の植栽状況を確認したところ、中小木が密に入り交じり鬱蒼として、隣接地への枝の越境や落下の危険性のある腐食した枝が見られた。樹木管理の現状は、不具合の発生した樹木の個別対応にとどまっているが、今後は、個別管理と並行して各校における緑化環境のあり方などの方針を作成し、定期的かつ集中的な樹木管理を行うなど環境整備に努められたい。

【リスク監査における主な意見・要望事項】

項 目	内 容
内部統制制度の早期導入の検討	<p>区はこれまで「豊島区リスクマネジメント指針」により、財務会計に限らず、リスクが発生した場合には区長等に速やかに報告が行われ、関係部署間で適切に情報共有を行い対処してきた。しかしながら、近年のリスク発生件数は横ばい又は増加になっていると考えられる。</p> <p>また、「定期監査結果報告書」における財務会計に関する指摘事項等は多数にのぼり、同様の指摘等が毎年繰り返されている。</p> <p>リスクの発生そのものを抑止する点において、本区のリスクマネジメントは十分とは言えない状況にある。</p> <p>については、現状のリスクマネジメントを発展させ、リスクの発生を減少させ、抑制するために、本区においても地方自治法に基づく内部統制制度の導入を実現されたい。</p> <p>併せて、内部統制制度と一体的に導入すべきものとしている「地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し」についても検討を進められたい。</p>

## 6 監査の実施状況（令和5年度）

### (2) 財政援助団体等監査

区が補助金などの財政支援等を行っている団体に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか監査を実施しました。

令和5年度は、次の6団体に対して監査を実施しました。

#### 【監査の対象】

- ① ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループ（「総合体育場、西巣鴨体育場、荒川野球場」指定管理者）
- ② ピーウォッシュ・アズビル共同事業体（「池袋スポーツセンター」指定管理者）
- ③ 社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団（出資団体、補助金交付団体）
- ④ 公益財団法人 としま未来文化財団（出資団体、補助金交付団体、「としま区民センター、芸術文化劇場、舞台芸術交流センター、地域文化創造館（駒込、巣鴨、南大塚、雑司が谷、千早）」指定管理者）
- ⑤ 株式会社 図書館流通センター（「駒込図書館、上池袋図書館、池袋図書館、池袋第三区民集会室、目白図書館、目白第一区民集会室」指定管理者）
- ⑥ 東京ドームグループ（「巣鴨体育館」指定管理者）

#### 【主な指摘事項】

団体名	内 容
社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	運営する「ケアハウス菊かおる園」の職員に適用する勤務区分、始業時間、終業時間、休憩時間が欠如しており、労働基準法で作成義務等が規定されている就業規則に不備がある。
	入札方法や選定基準の未決定、見積書の徴取方法や契約書に記載する事項の未記載、押印漏れなど契約手続きにおける不備が確認された。
東京ドームグループ	実施が義務付けられている防火設備定期点検が実施されていなかった。

【主な指導事項】

団体名	内 容
株式会社 図書館流通センター	指定備品の登録は、平成27年4月1日付けで基準価格が改定されているが、変更処理がされていない。

【主な意見・要望事項】

団体名	内 容
ピーウォッシュ・豊島区体育協会・太平ビルサービスグループ	区では公共施設等への防犯カメラの設置を進めているが、総合体育場及び西巣鴨体育場には防犯カメラの設置がない。不特定多数が利用し、施設内での現金の授受を行う施設において、防犯カメラの設置による事故防止等の効果は大きい。施設利用者の安全安心はもとより、的確な施設運営のため、区と指定管理者で調整を図り、防犯カメラの設置に取り組みを行うよう要望した。
ピーウォッシュ・アズビル共同事業体	平成17年12月の建築基準法施行令の改正により、設置が義務付けられた危害防止装置が未設置である。法令改正前の建築物であり既存不適格の扱いとなるため違法ではないものの、事故が発生している状況を鑑み、指定管理者と所管課は協議を進め注意喚起装置の設置など安全対策を検討するよう要望した。
公益財団法人 としま未来文化財団	公益法人の資産は、過大に蓄積・滞留することなく効果的に活用することが重要であり、積み立て資産の規模が適正な範囲にあるか慎重な判断を要する。また、区からの指定管理料と委託経費についても厳しく精査する必要がある。財団は公益法人として積み立てを要する資産について目的と活用計画をより明確にし、過大な資産形成とならないよう留意するよう要望した。

【主な総括意見】

課 名	内 容
<p>福祉総務課、高齢者福祉課、保育課、文化デザイン課、学習・スポーツ課、行政経営課</p>	<p>団体に対する区の関与のあり方に課題があり、その中には財政運営、組織人事など団体運営の根幹に関わり、区の責務として指導・調整が要する事項も含まれているため、外郭団体に対する区の関与について整理が必要である。</p> <p>区と各外郭団体との関係性をより明確にし、区が外郭団体を指導、調整する際の基準を明示することで、区の監督責任の明確化と各団体の健全な経営に取り組むことを要望した。</p>
<p>学習・スポーツ課、図書館課、行政経営課</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行や物価の高騰、人件費の増大により指定管理者は事業収支を悪化させている。</p> <p>国は令和4年10月に発出した文書により、指定管理者の負担増加に対し地方公共団体と指定管理者の協議により適切に対応するよう示している。区はこれに則り対応を行ったものの明確な基準などが必要であったため、指定管理者の収支状況や意見・要望を的確に把握し、区として統一した対応方針を明確にして対応するよう努めるよう要望した。</p>

## 6 監査の実施状況（令和5年度）

### （3） 工事監査

区の実施する公共工事について、設計委託から施工まで、財務上及び技術上の手続きが適正に行われているか、専門の技術士のアドバイスを受けながら監査を実施しました。

令和5年度は、次の4件の工事を対象としました。

#### 【監査の対象】

- ① 高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事
- ② 区民ひろば朋有複合施設全面改修工事
- ③ 椎名町小学校校庭改修工事
- ④ 池袋本町二丁目児童遊園拡張整備工事



① 高南小学校別棟



② 区民ひろば朋有複合施設



③ 椎名町小学校 校庭



④ 池袋本町二丁目児童遊園

【指摘・指導事項】なし

【主な意見・要望事項】

項目	内容
<p>高南小学校別棟 (高南保育園仮 園舎) 新築工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋上に太陽光パネルを設置していることは、SDGsの観点から公共施設における環境に配慮した率先行動として範となるため、今後も施設建設等にあたり継続して取り組まれない。今回は蓄電池の設置は見送られたが、今後は蓄電池の設置も含め脱炭素化に向けた積極的な対策に努められたい。</li> <li>• 今回の工事は、使用用途の変更を想定し計画された合理的な仕様となっている。社会動態の変化に応じ柔軟にカスタマイズできることは重要な視点であり、有効な手段であると評価する。</li> <li>• 屋上と壁面に緑化を施し、地域景観に配慮した仕様となっている。美しい緑化と楽しめる景観の維持のため、メンテナンスの知識・技術の蓄積に努められたい。</li> </ul>
<p>区民ひろば朋有複 合施設全面改修工 事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設内にエレベーターが設置され、車椅子利用者の来所が可能となった。積極的にアピールをして車椅子利用者の来館を促し、さらなる多様な利用促進に取り組まれない。</li> <li>• 壁紙やサインプレート等については、利用者とともに検討、選択するなど利用者の意見を随所に取り入れている。区と利用者のコミュニケーションが図られている結果であり、今後も利用者とともにより良い施設運営に取り組まれない。</li> <li>• 防犯カメラを各施設の入口に設置しているが、施設全体の映像を1か所で確認することができないため、緊急時の連絡体制の確保など防犯対策の向上に努められたい。</li> </ul>
<p>椎名町小学校校庭 改修工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 校庭の舗装形態と児童の怪我との関係について、データを蓄積し効果検証に取り組まれない。</li> <li>• 首都直下型地震の発生確率も高いとされる中、マンホールトイレの設置は災害に対する心強い取り組みである。災害時には迅速に使用できるよう適切に管理・運用されたい。</li> </ul>
<p>池袋本町二丁目児 童遊園拡張整備工 事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害の有無を問わず一緒に遊べるインクルーシブ遊具を設置したことは、SDGsの原点ともいえる包摂性を体現する価値ある取り組みである。今後も遊具などの選定にあたっては、誰もが安心して快適に利用できる空間づくりを目指されたい。</li> </ul>

## 6 監査の実施状況（令和5年度）

### （4） 行政監査

豊島区では、区の事業のうち全庁横断的かつ重要なテーマを取り上げ、監査を実施しています。

【令和5年度 行政監査テーマ】「個人情報保護制度の運用について」

【監査の対象】個人情報の管理に関する事務を所管する区民相談課、個人情報の安全管理措置を含む情報セキュリティポリシーを所管する情報管理課及び令和5年4月1日以降、個人情報保護管理責任者が置かれている課。

【指摘・指導事項】なし

【主な意見・要望事項】

項目	内 容
個人情報の取扱いに対する職員の意識レベル向上について	個人情報を取扱う全ての職員に研修を実施しているが、各職員の理解度に差があるため、個人情報保護管理責任者である各所管課長は、個人情報保護制度に関する理解と意識を高めることができるよう、指導・育成に努められたい。
個人情報の目的外利用及び外部提供にあたっての手続きの徹底について	個人情報の目的外利用と外部提供に関する個別の判断は、改正法後は個人情報保護管理責任者である各所管課長に委ねられたが、旧個人情報保護制度からの運用継続であることを根拠として新制度下での検証をしていない事例や、文書により意思決定をしていない事例が見受けられた。区が明確な根拠と的確な判断による手続きをしていなければその責を免れないことから、判断した経緯を文書等に記録するよう適切な運用に努められたい。
個人情報保護制度の運用に関する内部統制の徹底及び支援体制の強化について	個人情報保護制度の運用については個人情報保護管理責任者でもある各所管課長に委ねられているが、その運用をチェックする仕組みが十分であるとは言い難く、各課における判断基準の違いから運用に差異が生じ、誤った運用を招きかねない状況が見受けられた。制度の運用を全庁的に把握し、定期的な実態調査や監査の実施等により内部統制を徹底されたい。また、その運用を判断する際に全庁的な観点から相談窓口を設置するなど、各課への支援体制を強化されたい。

## 6 監査の実施状況（令和5年度）

### (5) 決算審査

地方自治法に基づき、令和4年度決算について決算の数値が正しいかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

【審査の対象】 令和4年度豊島区一般会計及び3特別会計

【審査の結果】 決算数値は誤りのないことが確認されました。

【主な意見・要望事項】

項目	内容
令和4年度決算 総括意見	<p>令和4年度の決算は、区の二大財源である特別区民税と特別区財政調整交付金が当初見込みと比較し、合わせて55億2,584万円増加するなど一般財源歳入は堅調であった。このため、財政調整基金は当初予算計上分と補正予算財源として68億4,272万円を繰り入れたものの、特別区債の発行を41億800万円抑制し、義務教育施設整備基金及び公共施設再構築基金の繰入れを36億円以上取りやめるなど、中長期的な財政需要に備えた決算となった。</p> <p>また、一般会計基金の残高合計は、前年度末から61億2,459万円増加し506億9,677万円と過去最大となり、区の預金である基金と借金である特別区債残高の差は、基金残高が296億4,646万円上回り過去最大となった。こうした財政状況は、区が中長期展望をもって行財政運営の健全化に向けた不断の取組みを行った成果であると言える。</p>
今後の行財政運営について	<p>今後の区政を取り巻く環境を展望すると、国が進める少子化対策を含めた子育て支援関連経費や超高齢社会における医療・介護給付などの社会保障関連経費の負担、近年建設された大規模施設のランニングコストなど、財政を硬直化する懸念材料が散見される。また、児童相談所の開設に伴う事務移管や基礎的自治体への分権の進展など、区制が担うサービスは増加する傾向にある。</p> <p>こうした先を見据えた視点を常に持ち、財政健全化の取組みを決して緩めることなく継続するとともに、事務事業の不断の見直し、DXによる業務改善等を通じ、効率的かつ効果的な行政運営を進めて行くことが肝要である。</p>

## 6 監査の実施状況（令和5年度）

### (6) 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政状況を表す指標について、算定が正しく行われているかを審査しました。

【審査の対象】 令和4年度健全化判断比率

【審査の結果】 各指標は誤りのないことが確認されました。

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	11.25	20.00
②連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
③実質公債費比率	△1.4	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	

- ①実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で資金不足の大きさを示す指標。実質収支が黒字のため「—」と表記。
- ②連結実質赤字比率…一般会計等に、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を連結した資金不足の大きさを示す指標。実質収支が黒字のため「—」と表記。
- ③実質公債費比率…一般会計等が義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率で、この数値が高いほど財政運営が厳しいことを示す指標。
- ④将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、今後償還することとなる地方債の残高や第三セクターなどの負債、全職員を対象とした退職手当見込額など将来見込まれる実質的な財政負担の程度を示すものである。この数値が高いほど、将来の財政運営に問題が生じる可能性が高くなることを示す指標。将来負担比率がマイナスのため「—」と表記。

※早期健全化基準・財政再生基準…地方公共団体の財政状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。算定結果の値がこの基準値以上の場合は、法に基づき財政健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められる。

## 6 監査の実施状況（令和5年度）

### (7) 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年度経常的に行う監査のほかに、区民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」制度を定めています。

住民監査請求は、区の執行機関や職員について「違法又は不当な財務会計上の行為」があるときに、損害の補填など必要な措置を請求できる制度です。

#### 【監査対象と請求期間】

監査対象	監査請求期間
公金の支出	当該行為のあった日から1年
財産の取得、管理、処分	
契約の締結、履行	
債務その他の義務の負担	
公金の賦課、徴収を怠る事実	期間制限なし
財産の管理を怠る事実	

#### 【住民監査請求の要件】

形式的な要件	違法・不当な行為者として区長などの執行機関又は職員の明示があること 請求人は、豊島区の住民（個人・法人）であること 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること 請求期間内であること
実質的な要件	豊島区の財務会計上の行為であること 請求事項を特定できる程度の具体性があること 違法・不当とする事実又は理由の摘示があること 行為の結果として、損害又はそのおそれがあること

【令和5年度実績】 請求0件（うち、要件を備えた請求0件）

## 7 監査結果に基づく措置状況（令和4年度）

区では、監査委員が行った指摘・指導及び意見・要望に基づき区長などが講じた改善措置について、年1回その状況を公表し、フォローアップに努めています。

令和4年度に実施した監査では、監査委員から下表のとおり168件の指摘・指導及び意見要望を提出し、令和5年度にその対応状況について報告を求めたところ、公表時点において、106件の改善が見られました。改善率は63.1%でした。

### 【措置状況】

（※件数は課ごとの件数）

監査種別	区分	措置対象	改善済み	改善中
定期監査 （令和5年4月公表）	指摘	12	11	1
	指導	87	66	21
	意見・要望	32	4	28
財政援助団体等監査 （令和5年10月公表）	指摘	2	2	0
	指導	7	7	0
	意見・要望	8	6	2
工事監査 （令和5年10月公表）	指摘	0	0	0
	指導	0	0	0
	意見・要望	13	3	10
行政監査 （令和6年3月公表）	指摘	0	0	0
	指導	0	0	0
	意見・要望	7	7	0
合 計		168	106	62

（改善率63.1%）

### 【主な改善例】

項 目	内 容
定期監査	<p>【事案】</p> <p>地方公共団体の支出において、非常災害時で前渡金の用意が困難である場合を除き私費による立替払は認められていないところ、審議会にて委員へ配付するペットボトル飲料について、2回にわたり前渡金を受領する前に私費立替により購入していた。</p>

	<p><b>【改善内容】</b>  審議会が午前中に開催され、金融機関開店前に現金が必要な場合は、前日に前渡金を受領しておくよう事務処理を改めた。</p>
工事監査	<p><b>【事案】</b>  池袋第一小学校3・4階テラスは、盛土やピオトープの枠が柵の近くまであるため、盛土の上に立つとテラスの柵の一部が本来必要とされる柵の高さより低くなっているため、転落防止等の安全対策を講じる必要がある。</p> <p><b>【改善内容】</b>  転落事故を防止するため既存のフェンスにネットを設置し、柵からの転落を抑止する安全対策を実施した。</p>
財政援助 団体等監 査	<p><b>【事案】</b>  団体の規則では、金庫内の手元現金保有額は10万円とし、超過分は速やかに取引金融機関の口座に入金するとされているが、釣銭を常時22万円保有しており規則に反している。また、現金を受領したときは、日々銀行に預け入れる旨、規定されているが、この点も規則に反した取扱いを行っている。</p> <p><b>【改善内容】</b>  指定管理部門の運営規則に合うよう条文項目を追加し、限度額の増額改訂を行う。また、近隣郵便局へ新規口座開設手続きを行い、令和5年8月からの入金処理をする。</p>
行政監査	<p><b>【事案】</b>  区が準公金を取り扱うことについて、要綱、協定書等に記載するなどの特段の根拠がないものがあり、関係各課での取扱いの基準が統一されていなかった。</p> <p><b>【改善内容】</b>  豊島区準公金取扱要綱制定し、「準公金」について明文化した。</p>

◎ 監査結果の詳細は、豊島区のホームページに掲載しています。

インターネットにて「豊島区ホームページ」→「区政情報」→「監査」のページをご覧ください。 <https://www.city.toshima.lg.jp>

また、報告書・意見書は、豊島区の行政情報コーナー及び中央図書館にて閲覧することができます。

#### 【報告書・意見書】

「令和4年度 豊島区各会計決算審査意見書」令和5年9月

「令和4年度 豊島区健全化判断比率審査意見書」令和5年9月

「令和5年度定期（部局・施設）監査結果報告書」令和5年9月

「令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書」令和6年3月

「令和5年度 工事監査結果報告書」令和6年3月

「令和5年度 行政監査結果報告書（個人情報保護制度の運用について）」令和6年3月

### 「豊島区の監査のあらまし」

令和5年度実施結果概要

令和6年（2024年）6月

発行 豊島区監査委員事務局

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号

電話 03（4566）2831